

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議 会報告への対応について

平成 15 年 3 月 27 日

改正 平成 15 年 12 月 19 日

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島地方最低賃金審議会は平成 14 年 12 月 6 日付の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告に基づき、鹿児島県における産業別最低賃金制度の運営の改善について審議した結果、下記のと通りの改善を図ることを全会一致で決定した。

記

1. 「関係労使当事者間の意思疎通」について

産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の意向表明を鹿児島労働局長あてに行った労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。以下同じ。）は、その意向表明後等に速やかに労働組合にあっては使用者に、使用者にあっては労働組合に対してその旨を通知することとする。

具体的には、現在の鹿児島県産業別最低賃金の改正又は廃止の申出に関する意向表明について次のとおりとする。なお、今後、新たな鹿児島県産業別最低賃金の決定の申出に関する意向表明があった場合は、あらためて審議会において取扱いを決定することとする。

イ. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

産業別最低賃金の改正又は廃止の申出にかかわる労働協約締結当事者間で通知を行う。

ロ. 百貨店、総合スーパー最低賃金

産業別最低賃金の改正又は廃止の申出にかかわる労働協約締結当事者間で通知を行う。

ハ. 自動車（新車）小売業最低賃金

産業別最低賃金の改正又は廃止の申出にかかわる労働協約締結当事者間で通知を行う。また、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議と鹿児島県自動車販売店協会間で通知を行う。

2. 「関係労使の参加による必要性審議」について

鹿児島県産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行う。

3. 「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」について

鹿児島県産業別最低賃金の決定等の金額に関する調査審議においては、鹿児島地方最低賃金審議会における慣例を尊重して審議に当たるものとする。

4. 「関係労使の自主的な努力による周知及び履行」について

鹿児島県産業別最低賃金が適用される関係労使は、積極的に当該最低賃金の周知及び履行に務めるものとする。

5. 「適用労働者数等の通知」について

鹿児島県産業別最低賃金の決定等の申出があった際は、鹿児島労働局賃金室は速やかに関係労使に対して当該産業別最低賃金の適用労働者数及び適用事業所数を通知するものとする。

この通知にあたっては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は総務庁所管の事業所・企業統計調査、百貨店、総合スーパー最低賃金は経済産業省所管の商業統計調査、自動車（新車）小売業最低賃金は鹿児島労働局において実施する調査の各々最新の結果を元にして算定するものとする。なお、自動車（新車）小売業にかかわる鹿児島労働局の調査は事業所・企業統計調査の結果が公表される都度実施するものとする。

具体的には、現在の鹿児島県産業別最低賃金の改正又は廃止の申し出に関する意向表明があった際の通知先は次のとおりとする。なお、今後、新たな鹿児島県産業別最低賃金の決定の申出に関する意向表明があった場合は、あらためて審議会において取扱いを決定することとする。

イ. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の通知先

労働者側・・・意向表明者及び日本労働組合総連合会鹿児島県連合会

使用者側・・・意向表明者及び鹿児島県経営者協会

ロ. 百貨店、総合スーパー最低賃金の通知先

労働者側・・・意向表明者及び日本労働組合総連合会鹿児島県連合会

使用者側・・・意向表明者及び鹿児島県経営者協会

ハ. 自動車（新車）小売業最低賃金の通知先

労働者側・・・意向表明者及び日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
使用者側・・・意向表明者及び鹿児島県経営者協会

6. 「産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討」について

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金及び鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成 15 年度以降は表示単位期間を時間額のみとする。

7. その他

上記 1 から 5 までの取扱いは、平成 15 年度の鹿児島県産業別最低賃金に関する審議から適用する。